

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500034 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500028 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 10 月 10 日

年金事務所からの連絡により、A 社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有しておらず、請求者が賞与振込先としていた金融機関は、請求者の当該期間に係る取引記録は、保存期間経過のため確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。